

# 補助金チェックシート(新規)

作成年度: 令和5年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	観光資源保存・活用業務補助金		補助金番号	B1-14	
所管部署	観光にぎわい部 観光交流課				
根拠名称 (交付規則以外)	観光資源保存・活用業務補助金交付要項				
制定状況	○	制定済	⇒	令和 5年 7月 3日施行	
		未制定	⇒	令和 年 月制定、令和 年 月 日施行予定	
交付の目的	枚方文化観光協会が、本市の観光資源としての歴史・文化等の魅力を継承・活用するとともに、市内外に情報発信することで、本市における交流人口の増加及び地域経済の活性化に繋げることを目的とする。				
補助対象経費	補助対象業務である「観光資源(歴史・文化等)の保存と活用」および「歴史・文化等観光情報発信(HP・SNS)」に係る人件費(協会事務運営にかかるものを除く)、報償金、委託料、旅費、広告料、消耗品費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、賃借料				
補助率・補助額	全額補助				
交付先	特定非営利活動法人 枚方文化観光協会				
開始年月日	令和 5年 7月 3日(予定・確定)		サンセット期日	令和7 年度末	
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助 ○ その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

## 2. 予算要求額

(千円)

	月補正	令和5 年度当初予算
要求(予定)額		1,915
特定財源	国庫支出金	0
	府支出金	0
	その他	0
一般財源	0	1,915

(件)

交付見込み件数	1
---------	---

## 3. 「補助金の見直しに関する方針」との整合性

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は補助制度として承認されません)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	本市観光資源としての歴史・文化等の魅力を継承・活用するとともに、市内外に情報発信することで交流人口の増加及び地域経済の活性化に繋げることを目的としているため、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	当課で推進している観光まちづくり推進事業(交流人口拡大事業)の事務事業目的の達成に必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	観光まちづくり推進事業(交流人口拡大事業)においては、本市における交流人口の増加及び地域経済の活性化が求められている。

有効性	期待する効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	観光消費推計額により、当該補助金交付による効果を把握する予定。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	枚方文化観光協会の目的に合致し、同団体が主体的に事業推進することが適切であることから、業務委託や直接執行と比較し、より適正で効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	同団体は平成10年に設立して以降、観光振興に貢献してきた実績・ノウハウを有する唯一の団体であるため。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	公益上必要であるため。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要項に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	枚方文化観光協会に補助金の趣旨を説明できている。

## ②補助金性質分類別の視点

### [事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	本市観光資源としての歴史・文化等の魅力を継承・活用するとともに、市内外に情報発信することで交流人口の増加及び地域経済の活性化に繋げることを目的としているため。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	財政状況について毎年度確認している。

# 補助金チェックシート(新規)

作成年度:令和5年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	くらわんかツーリズムコーディネート業務補助金	補助金番号	B1-15
所管部署	観光交流課		
根拠名称 (交付規則以外)	くらわんかツーリズムコーディネート業務補助金交付要項		
制定状況	○ 制定済 ⇒	令和 5年 7月 3日施行	
	未制定 ⇒	令和 年 月制定、令和 年 月 日施行予定	
交付の目的	枚方文化観光協会が、民間事業者等が行う地域資源を利用したツーリズムイベントと連携し、市内事業者との連絡調整及び参画するとともに、地域資源の活用を念頭に置いたイベント実施による社会実験をコーディネートすることで、本市における交流人口の増加及び地域経済の活性化に繋げることを目的とする。		
補助対象経費	・文化資源、スポーツ、農業などの地域資源を利用した民間事業者が行うツーリズム事業での連携、市内事業者との連絡調整及び実施協力を行う、くらわんかツーリズムへの連携に係る人件費(協会事務運営にかかるものを除く)、報償金、委託料、旅費、広告料、消耗品費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、賃借料		
補助率・補助額	全額補助		
交付先	特定非営利活動法人 枚方文化観光協会		
開始年月日	令和 5年 7月 3日(予定・確定)	サンセット期日	令和7 年度末
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助 ○ その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称	

## 2. 予算要求額

(千円)

	月補正	令和5 年度当初予算
要求(予定)額		2,747
特定財源	国庫支出金	0
	府支出金	0
	その他	0
一般財源	0	2,747

(件)

交付見込み件数	1
---------	---

## 3. 「補助金の見直しに関する方針」との整合性

### ①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は補助制度として承認されません)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	民間事業者等が行う地域資源を利用したツーリズムイベントと連携し、市内事業者との連絡調整及び参画するとともに、地域資源の活用を念頭に置いたイベント実施による社会実験をコーディネートすることで、本市における交流人口の増加及び地域経済の活性化に繋げることを目的としているため、広く市民の利益に貢献する。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	当課で推進している観光まちづくり推進事業(交流人口拡大事業)の事務事業目的の達成に必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	観光まちづくり推進事業(交流人口拡大事業)においては、本市における交流人口の増加及び地域経済の活性化が求められている。

有効性	期待する効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	観光消費推計額により、当該補助金交付による効果を把握する予定。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	枚方文化観光協会の目的に合致し、同団体が主体的に事業推進することが適切であることから、業務委託や直接執行と比較し、より適正で効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	同団体は平成10年に設立して以降、観光振興に貢献してきた実績・ノウハウを有する唯一の団体であるため。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	公益上必要であるため。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要項に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	枚方文化観光協会に補助金の趣旨を説明できている。

## ②補助金性質分類別の視点

### [事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	民間事業者等が行う地域資源を利用したツーリズムイベントと連携し、市内事業者との連絡調整及び参画するとともに、地域資源の活用を念頭に置いたイベント実施による社会実験をコーディネートすることで、本市における交流人口の増加及び地域経済の活性化に繋げることを目的としているため。
	交付団体の財政状況等を助産し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	財政状況について毎年度確認している。